

【取組の概要】

「来訪者」とは、居住していないため、市町村からの情報が届かない人であり、観光客やビジネスマン等で、地の利がなく、災害発生時に避難場所さえ、よくわからない人たちです。そのため、観光地や駅等に情報提供設備を設置したり、避難場所の位置を分かりやすく表示する等の施策等が必要です。

特に、四国地方の特性として、四国八十八ヵ所霊場のお遍路さんをはじめ、多くの観光施設への来訪者等が存在します。来訪者に対する危険区域や避難場所に関する情報提供に努めるとともに、災害発生時の避難の支援や安否確認のための情報把握等の体制整備を進める必要があります。

「帰宅困難者」とは、災害の発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅をあきらめた人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅しようとする人）をいいます。

市町村によっては、市町村外からの通勤・通学者等が多く、大規模災害の発生により交通機関が不通となった際には、多くの帰宅困難者等が生じる懸念があります。その際には、交通機関の復旧までの滞在場所（指定避難所）や食料等の供給が必要となることから、交通機関との連携を図りながら、適切な情報発信や誘導方法を検討する必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難場所の案内標識や避難誘導標識等では、施策 2-3-⑫「避難誘導標識・誘導灯の整備」で示すように、ユニバーサルデザイン（わかりやすい記号、外国語との併記）を採用する必要があり、これは平常時の円滑な移動にも有効です。また、帰宅支援マップや避難場所、指定避難所、防災拠点等を示した観光案内図等を作成することも有効です。
- ・国内外の観光客の安全を確保するため、市町村とホテル・旅館等が防災支援協定を締結し、ホテル・旅館等を観光客のための避難所としての活用や、避難行動を円滑に行うための合同防災訓練の実施を行うことも有効です。
- ・内閣府の「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」では、帰宅困難者対策について、平時における準備や災害時における行動指針をとりまとめました。帰宅困難者対策の具体的な取組み内容として、以下の事項が示されています。

- | | |
|---------------|---------------|
| ①一斉帰宅の抑制 | ②一時滞在施設の確保 |
| ③帰宅困難者等への情報提供 | ④駅周辺等における混乱防止 |

5 災害に強いまちづくり計画



⑤ 徒歩帰宅者への支援

⑥ 帰宅困難者の搬送

- また、上記の協議会では、各主体が帰宅困難者の取組を進めるために、ガイドライン（下記参照）も示されており、関係機関が連携して帰宅困難者対策に取組むことが重要とされています。

ガイドラインの概要

名称	事業所における帰宅困難者対策ガイドライン	大規模な集客施設や駅等の利用者保護ガイドライン	一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン	帰宅困難者等への情報提供ガイドライン	駅前滞留者対策ガイドライン
主な対象	企業等	大規模集客施設や駅の管理者	<確保> 国、地方公共団体、民間事業者 <運営> 施設管理者	国、地方公共団体、民間事業者	駅前滞留者対策に関わる関係機関
主な内容	従業員の施設内待機させるための事前準備、災害時の手順等	利用者を保護するための事前準備、災害時の手順等	一時滞在施設の確保のための役割分担施設を円滑に運営するための事前準備、災害時の手順等	帰宅困難者への適時・適切な情報を提供するため、関係機関間の連携、事前準備等	駅前滞留者対策協議会の設立、概要、今後の展開の方向性等

出典：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（内閣府、平成24年9月）

◆参考資料

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（内閣府）

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（内閣府、平成24年9月）